

県民の皆さまへのお願い

- 高知県の医療体制は、昨日、高知県医師会会長なども仰ったように、本当に医療崩壊に至るかどうかの瀬戸際にあると言って問題ないと思います。
- 高知医療センターでも、重症者がこれ以上増えると、通常の救急業務を止めざるを得ないような、非常に厳しい見通しもお話しされているところですよ。
- そして、例えば、今おられる重症患者の方にはまだ使っておりませんが、ECMO（エクモ：人工肺装置）を使うと、20人の看護師や医療従事者の方々がそちらに回らなければいけなくなり、それだけ通常の医療が手薄になってしまいます。
- 県民の皆さまの誰もがかかってくる救急医療や手術、高度医療などが制約を受けざるを得ない、その瀬戸際になっています。
- 今、何としても県民の皆さまが心をつにして、それは阻止しなければならぬと思います。
- 年明け後も、これだけの感染者数が続くような状況では、県外のお客さまに安心して高知に観光においてくださいとは、とても言えません。
- そして、お子さんやお孫さんの帰省を楽しみにしておられる方々も多いと思いますが、安心して帰って来いとはとても言えないような状況になってしまうのではないのでしょうか。
- そうした状況は、私は何としても避けたいと思います。
- ここは、県民の皆さまで心をつにして、高知家全員の力を結集をして、新型コロナに打ち勝って、新しい年を皆さま笑顔で迎えようではありませんか。
- 県民の皆さまに、よろしくご協力をお願いいたします。

令和2年12月25日

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長
(知事) 濱田省司

高知家全員の力を結集し

新型コロナに打ち勝つ！



高知家

県民・事業者の皆さまへのお願い ～高知家全員の力を結集し、新型コロナに打ち勝つ！～

12月25日のお願い（期間：12月30日まで→**来年1月11日まで延長** 対象地域：県内全域）

○営業時間短縮の協力要請（要請内容については、期間延長前から変更なし）

- ・休業時間 **午後8時～翌午前5時は休業**
- ・対象施設 ① **飲食店** 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
② **旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
③ **カラオケボックス、ライブハウス**

継続していただく取り組み（来年1月11日まで）

○県民の皆さまへ

1 外出について

- （1）飲食店を利用する際は、「新型コロナウイルス対策の実施中」を示すポスターの掲示を目安に、ガイドラインを遵守しているお店を選んでください。
- （2）「ガイドラインが遵守されていない」酒類を提供する飲食店の利用は、控えるようお願いいたします。
- （3）**特に、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化のリスクの高い方は、「酒類を提供する飲食店」への外出を控えるようお願いいたします。**

2 会食について

- （1）**人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」**にしてくださいようお願いします。

3 基本的な感染防止策の徹底等について

- （1）マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
- （2）**接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。**
- （3）**感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。**

○事業者の皆さまへ

- （1）ガイドライン等に基づく感染防止対策がきちんと行われているか、改めて確認してください。
- （2）特に、酒類を提供する飲食店の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いいたします。
- （3）感染防止対策が不十分な場合には、対策の徹底をお願いいたします。

年末年始の帰省や移動についてのお願い

- 1 帰省先や旅行先でも、マスクの着用等の感染防止対策を徹底してください。
高齢者など、重症化のリスクの高い方への感染につながらないよう、特に注意してください。
- 2 会食については、県内だけでなく県外においても、人数は「4人以下のグループ」
で、時間は「2時間以内」としてください。
- 3 そうした対応が難しい場合には、帰省や旅行などでの移動は、慎重に検討してください。
- 4 特に、発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、帰省や旅行を控えてください。

12/16～12/30(15日間) + 12/31～1/11(12日間)

○高知県内において、新型コロナウイルスの感染が急拡大していることから、
12月16日から令和3年1月11日までの間、下記Ⅰの施設を運営する事業者に対して営業時間の短縮を要請
⇒ **協力をいただける事業者には、下記Ⅱ協力金を支給**

Ⅰ 事業者への営業時間短縮の要請

要請期間：12月16日～令和3年1月11日（対象地域：県内全域）

営業時間短縮の要請の対象施設 （要請の対象施設は前回（4/24～5/6）と同じ）

*休業時間 午後8時～翌午前5時は休業

①飲食店

例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、
料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）

②旅館、ホテル（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）

③カラオケボックス、ライブハウス

※なお、午後8時を超えて営業している①～③の施設で
感染防止のため、営業時間の短縮でなく休業する場合
も対象となります。

Ⅱ 高知県営業時間短縮要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

左記の施設を運営する事業者のうち、業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、

**要請期間中（12月16日から令和3年1月11日まで）に、
営業時間短縮に協力をいただける事業者**

1店舗（事業所）あたり最大108万円（1日あたり4万円）

※事業者からの申請に基づき、県が支給

最大 60万円（15日間）

↓
最大108万円（27日間）

2. 予算額

54.1億円（事務費含む）

※うち12月専決 24億円（12月28日専決予定）

3. 支給スケジュール等

①電話相談窓口の設置 12月15日(土日、祝日、年末年始含む)

【窓口：TEL088-823-9809 受付時間9:00～17:00】

②申請受付開始 12月21日

③協力金の支給開始 できる限り速やかに

④申請受付終了 令和3年2月12日(消印有効)

Go To Eat事業について

(農林水産省へ要請)

① 食事券の新規販売停止

② 販売済みの食事券や付与されている
ポイントの利用自粛

(登録飲食店が実施する宅配、テイクアウトを除く)

令和2年

令和3年

期間：12月31日（木）～1月11日（月）